ACSES ニュースレター_２２７６号（2022 年３月９日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（18 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇「神戸製鋼所」の工場で爆発『５０代男性作業員が死亡』ほか作業員２人がケガ<放送報道>
◇1000 匹以上の魚浮かぶ...東京・大田区の川で何が? <Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:屋外式(RF 式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)で火災等<消費者庁>
・違法な長時間労働させた疑い アクセンチュアを書類送検<新聞報道>
・上智大が教授を懲戒解雇　学生と不適切な関係<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・日野自動車（株）の排出ガス・燃費性能試験における不正行為に対して、事実関係の究明等の指示を行いました<経済産業省＞
・インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について(令和３年 10 月～12 月）<消費者庁＞
・日大前理事長の田中被告に懲役１年罰金１６００万円求刑<Web報道>
・アサリ産地偽装問題<新聞報道/Web報道>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく廃炉等積立金の取戻しに関する計画の変更を承認しました<経済産業省>
・処理水海洋放出の準備進む　１号機格納容器、本格調査へ―原発事故から１１年・東電福島第１<Web 報道>
・処理水放出に中韓反発　難航する懸念払拭―東日本大震災１１年<Web 報道>
[原子力施設全般]
・“ハリコフの核物質施設に砲撃”　ウクライナ原子力規制当局<放送報道>
・ウクライナ周辺国でヨウ素剤の売り上げ急増　露軍の原発制圧受け<新聞報道>
[大震災対策]
・「南海トラフ地震臨時情報」事前避難４６万人超に課題も<放送報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 新指定薬物の指定
◇危険ドラッグの成分６物質を新たに指定薬物に指定～指定薬物等を定める省令を公布しました～<厚生労働省>
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 34 号）<官報>
[4] 健康安全
◇「花粉症環境保健マニュアル」の改訂について<環境省>
[5] 食品安全衛生関係

木蓮（モクレン）

◇酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件（国税庁告示第３号）〈官報〉
［6］廃棄物関係
◇廃棄物処分場の樹林にフクロウの巣　「自然環境が回復した証し」〈新聞報道〉
［7］調査、公募、意見募集等
　［公募、意見募集等］　３件　　［調査結果］　１件
［8］その他省庁発表　　１件
［9］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　［開催案内］　11 件　　［開催記録、報告、資料等］　５件
［10］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：６件　◇薬物関係：１件　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：２件
◇その他：３件

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇「神戸製鋼所」の工場で爆発『５０代男性作業員が死亡』ほか作業員２人がケガ
＜NHK　2022 年３月７日＞　https://www3.nhk.or.jp/lnews/kobe/20220307/2020017361.html
７日午後、高砂市の神戸製鋼所の工場で爆発があり、５０代の男性が死亡したほか、２人がけがをしました。
７日午後２時半ごろ、高砂市荒井町にある神戸製鋼所の高砂製作所から「爆発が起きた」と消防に通報がありました。
警察や消防によりますと、爆発で、５０代の男性が死亡し、２０代と４０代の男性がけがをして病院で手当てを受けているということです。
消防が到着した際には、すでに従業員が火を消し止めていたということですが、警察や消防によりますと、鉄粉を扱う機械が爆発した可能性があるということで、事故の状況を詳しく調べています。
現場は高砂市の山陽電鉄荒井駅から西におよそ２キロの瀬戸内海沿岸の工場地帯にあります。
神戸製鋼所の広報によりますと、工場では、航空機や自動車などに使われる鉄鋼製品や工作機械などを製造しているということです。

◇1000 匹以上の魚浮かぶ...東京・大田区の川で何が?
＜FNN プライムオンライン　2022 年３月８日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/328118
東京・大田区の住宅街を流れる呑川で、異変が起きていた。
ボラなどの魚が大量に死んでいた。
その数は 1,000 匹以上で、目立った傷はない。
近くに住む人は、不安を隠せない。
近くに住む人「やっぱり不安ですよね。今まで見たことない、初めて」、「今の時期はない。びっくりだよ、みんなびっくりだ。こんなん初めてだもん、怖いよ」
川の水に、何か異常が起きたのか。
しかし、水質調査では、有毒な物質は検出されていない。
酸素の濃度についても、担当者は「酸欠といえるところまでは下がっていない」と話している。
大田区は、死んだ魚の回収作業を行い、都とともに水質調査を進めながら、原因を調べている。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:屋外式(RF 式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)で火災等

＜消費者庁　2022 年 3 月 8 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027847/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220308_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件

（うち屋外式（ＲＦ式）ガス給湯付ふろがま（都市ガス用）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：９件

（うちスチームアイロン１件、電気式浴室換気乾燥暖房機２件、エアコン（室外機）１件、照明器具（ソーラー充電式、屋外用）１件、電気ケトル１件、電気ストーブ（オイルヒーター）１件、電気温風機（セラミックファンヒーター）１件、階段移動用リフト１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：３件

（うちヘアドライヤー１件、電気冷蔵庫１件、エアコン（室外機）１件）

・違法な長時間労働させた疑い アクセンチュアを書類送検

＜毎日新聞　2022 年 3 月 8 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220308/k00/00m/020/114000c

東京労働局は 8 日、従業員に違法な長時間労働をさせたとして、総合コンサルタント会社「アクセンチュア」（東京都港区）を労働基準法違反の疑いで東京地検に書類送検した。

東京労働局の「過重労働撲滅特別対策班（通称・かとく）」によると、同社は昨年 1 月 3 日から 30 日の間、従業員 1 人に対し、各週に 40 時間を超えて長時間労働をさせた疑いがあるとしている。

・上智大が教授を懲戒解雇　学生と不適切な関係

＜共同通信　2022 年 3 月 7 日＞　https://nordot.app/873380937642016768?c=39546741839462401

上智大は 7 日までに、当時学生だった女性と不適切な関係を持ったとして、国際教養学部の林道郎教授を懲戒解雇処分にしたと発表した。処分は 2 月 28 日付。

上智大によると、本人と女性の双方に事実確認するなど調査した結果、「教育者の姿から逸脱した行為を行った」と認められたという。同大は「心よりおわび申し上げ、再発防止に全力を尽くす」としている。

美術評論家でもある林元教授は昨年 5 月、セクハラ被害を受けたとして元教え子の女性に提訴された。9 月には、当時務めていた美術評論家連盟会長を「連盟の信用を毀損する事態を引き起こした」として辞任、連盟からも退会した。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・日野自動車（株）の排出ガス・燃費性能試験における不正行為に対して、事実関係の究明等の指示を行いました

＜経済産業省　2022 年 3 月 4 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304007/20220304007.html?from=mj

本日、日野自動車（株）より、トラック及びバス用のエンジンについて、排出ガス・燃費性能試験における不正行為があった旨の報告を受けました。

燃費性能等に関する不正行為は、消費者の信頼を損なうものであり、大変遺憾です。

これを踏まえ、経済産業省は、同社に対し、①事実関係の究明、②顧客・取引先への適切な対応、③十分な対外説明、④原因の徹底究明・再発防止策の実施を指示し、事実関係については速やかに報告するよう求めました。

今後、報告内容を精査し、関係法令に照らして、厳正に対処してまいります。

1. 日野自動車からの報告概要

･中型エンジン（1 機種）の排出ガス性能に関し、排出ガス処理装置の長距離耐久試験において、部品を途中で交換し試験を継続した。排出ガスを浄化する装置が経年劣化し、長距離走行後の排出ガス性能が基準に満たない可能性がある。

･大型エンジン（2 機種）の燃費性能に関し、不適切な試験機器の設定で燃料流量の測定を行い、燃費性能が基準

（諸元値）に満たない。
･小型エンジン（1 機種・既に生産終了）の燃費性能に関し、燃費性能が基準（諸元値）に満たない。（原因は調査中）
･不正行為のあったエンジンの搭載車については、自主的に出荷を停止するとともに、既に税制優遇を受けている車両については、影響を精査し、追加納付が必要な場合は同社が負担する。
･事案の全容解明及び再発防止策を検討するため、外部有識者による特別調査委員会を設置する。
2. 経済産業省の対応
（1）日野自動車からの報告を踏まえ、同社に対し以下 4 点を指示するとともに、事実関係については速やかに報告するよう求めました。
1. 事実関係の究明
2. 情報提供など顧客・取引先への適切な対応
3. 問題の経緯や今後の対応についての十分な対外説明
4. 原因の徹底究明、再発防止策の実施
（2）生産停止に伴う同社のサプライヤー等への影響を速やかに調査し、必要な対策について検討を行います。

・インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について(令和 3 年 10 月～12 月)
＜消費者庁　2022 年 3 月 8 日＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms214_220308_01.pdf
消費者庁は、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示について、 改善要請等を行いました。 消費者庁では、令和３年 10 月から 12 月までの期間、インターネットにおける健 康食品等の虚偽・誇大表示の監視を実施しました。
この結果、インターネットにおいて健康食品等を販売している 228 事業者による 231 商品の表示について、健康増進法第 65 条第１項の規定に違反するおそれのあ る文言等があったことから、これらの事業者に対し、表示の改善を要請するととも に、当該事業者がショッピングモールに出店している場合には、出店するショッピ ングモール運営事業者に対しても、表示の適正化について協力を要請しました。
消費者庁では、引き続き、健康食品等の広告その他の表示に対する継続的な監視 を実施し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

・日大前理事長の田中被告に懲役１年罰金１６００万円求刑
＜産経ニュース　2022 年 3 月 7 日＞
https://www.sankei.com/article/20220307-RBOH2NOUABJHFK2E2F6SCVWFSI/
日本大学の取引業者から受け取ったリベート収入などを隠して所得税計約５２００万円を脱税したとして、所得税法違反（過少申告）罪に問われた日大前理事長、田中英寿（ひでとし）被告（７５）の論告求刑が１５日、東京地裁（野原俊郎裁判長）で開かれ、検察側は懲役１年、罰金１６００万円を求刑した。
田中被告は２月１５日に開かれた初公判で「争う気はありません」と述べ、起訴内容を認めていた。
起訴状などによると、田中被告は平成３０年と令和２年、業者から受領したリベートなど約１億１８００万円を除外して隠し、所得税計約５２００万円を脱税したとされる。

○アサリ産地偽装
・アサリ偽装、熊本県の統計に残されていた「状況証拠」
＜西日本新聞　2022 年 2 月 17 日＞　https://www.nishinippon.co.jp/item/n/877842/
・「アサリはもうかる」産地偽装、業者が証言した闇取引の実態
＜西日本新聞　2022 年 3 月 7 日＞　https://www.nishinippon.co.jp/image/458663/
・アサリの産地偽装疑惑の背景には、熊本県産アサリの激減があるという
熊本アサリ減少、要因に天敵も　有明海調査・県立大の堤教授　「復活には保護、育成を」

＜熊本日日新聞　2022 年３月１日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/e92aef0254b5fa63b1bdf6c933ad1103b2137334
・産地偽装で揺らぐ食の信用…消費者、生産者、行政がすべきことは
＜TOKYO MX　2022 年３月３日＞　https://s.mxtv.jp/tokyomxplus/mx/article/202203010650/

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく廃炉等積立金の取戻しに関する計画の変更を承認しました
＜経済産業省　2022 年３月７日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304001/20220304001.html?from=mj
---

・処理水海洋放出の準備進む　１号機格納容器、本格調査へ―原発事故から１１年・東電福島第１
＜時事ドットコム　2022 年３月７日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022030600277&g=soc

東日本大震災に伴う東京電力福島第１原発事故発生から、１１日で１１年となる。この１年間、放射能汚染水から放射性物質を低減した「処理水」の海洋放出に向けた具体的な計画が策定され、関連施設の準備も始まった。一方、１号機では溶け落ちた核燃料（デブリ）の確認に向け、原子炉格納容器内部の調査が本格化する。

処理水には放射性物質トリチウムが取り除けず含まれている。東電が敷地内のタンクで保管している処理水は２月時点で約１２８万トン。タンクの総容量は約１３７万トンで、このペースだと来年春頃に満杯となる見込みだ。

東電が昨年１２月に発表した計画によると、処理水はトリチウム以外の放射性物質が基準値未満に減っていることを確認した上、海水で１００倍以上に希釈。再び取り込まないように、海底トンネルを経て沖合約１キロで放出するという。

原子力規制委員会による審査が終われば、トンネルなどの施設の工事を始め、来春の完成を目指す。ただ、海洋放出に対しては漁業関係者ら地元の反発が根強く、東電は「理解を得るよう努める」としている。

一方、廃炉作業の山場とされるデブリ取り出しに向けた作業も進められた。１号機では２月から、５年ぶりとなる原子炉格納容器内部の調査が始まった。

調査は６種類の水中ロボットを使う予定で、「ガイドリング」取り付けのため最初に投入されたロボットは、格納容器内で塊状の堆積物を発見した。東電はデブリの可能性もあるとみて、詳細な調査を続けている。

先行する２号機では、年末にもデブリの試験的取り出しが始まる。ロボットアームが１月、原子炉の模擬施設がある福島県楢葉町に到着。今後、取り出し開始に備え、訓練などが始まる。

・処理水放出に中韓反発　難航する懸念払拭―東日本大震災１１年
＜時事ドットコム　2022 年３月７日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022030600266&g=int

東京電力福島第１原発から出る処理水の海洋放出計画に、中国と韓国が強く反対している。両国は福島などの県産食品に対する輸入規制も継続。根強い反日感情も背景に、東日本大震災から１１年を経ても放射能汚染リスクに対する懸念払拭（ふっしょく）が難航している。

韓国政府は処理水を「汚染水」と呼び、放出方針に「最隣国であるわが国との十分な協議や了解のない一方的な措置だ」と反対。日韓会談などで、この問題をたびたび提起している。国際原子力機関（ＩＡＥＡ）などの場でも、日本の放出計画への批判を展開。「国民の安全を守るための最低限の安全装置」（韓国外務省）として、２月に訪日したＩＡＥＡの調査団に韓国の専門家を参加させた。

１月に福島県沖で捕れたクロソイから基準値の１４倍の放射性セシウムが検出された際、韓国メディアは「放射能汚染が続いているにもかかわらず、日本は海洋放出の準備を進めている」（ＭＢＣテレビ）と報道。韓国原子力学会は昨年「韓国の国民への影響は微々たるものだ」との分析を発表したが、国民の理解は得られていない。

◇日本けん制の材料

中国外務省の趙立堅副報道局長は、日本政府が昨年１２月に海洋放出に向けた行動計画を策定した際、「断固とした反対」を表明。「隣国を含む国際社会の懸念にまじめに応え、できるだけ早く海洋放出の決定を撤回して準備

作業を停止すべきだ」と訴えた。

日本が米国と同盟関係を強化し日中関係が冷え込んでいることを背景に、中国側には処理水問題を日本けん制の材料とする思惑も透ける。国際社会でも反対派陣営の構築を図り、習近平国家主席とロシアのプーチン大統領が２月４日に北京で会談した際の共同声明は、処理水放出に「深刻な懸念」を表明。王毅国務委員兼外相は昨年１０月、太平洋島しょ国の９カ国外相らとオンライン会合を開き、処理水に関し「利害関係国との一致前に放出を始めてはならない」と提起した。

◇台湾は食品輸入解禁

中韓と比べ親日色の濃い台湾では、蔡英文政権が２月、原発事故後に輸入を禁止していた福島、茨城、栃木、群馬、千葉の５県産食品について、１１年ぶりに輸入を再開した。日本との長期にわたる懸案をようやく解決させた形だが、安全性を不安視する声は根強く、解禁の是非をめぐるメディアの論調も割れている。

最大野党の国民党は「民進党政府は台湾人の健康を顧みず、『核食』（放射能に汚染された食品）の開放を急いだ」として、被災地食品の輸入に断固反対を続ける考えを表明。党内では再禁輸の是非を問う住民投票の実施を目指す動きもある。消費者の反応は未知数だが、検査不備など何か問題が生じれば、蔡総統の責任が問われ、１１月の統一地方選で争点化する可能性さえある。

[原子力施設全般]

・“ハリコフの核物質施設に砲撃”　ウクライナ原子力規制当局

＜NHK　2022 年 3 月 7 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220307/k10013517901000.html

ウクライナの原子力規制当局は 6 日、第 2 の都市ハリコフにある核物質を扱う施設がロシアによる砲撃を受けたと発表し「また核に対するテロを行った」と強く非難しました。

ウクライナの原子力規制当局が砲撃を受けたと発表したのはハリコフの国立物理技術研究所の敷地内にある核物質を扱う施設で、詳しい状況は明らかになっていないものの、少なくとも建物の表面や変電所などに被害が出たとしています。

研究所のホームページによりますと、ここはウクライナ最大の物理研究施設の 1 つで 1928 年に設立され、旧ソビエトが崩壊したあとは、原子力分野の政策などに関わっているということです。

また、日本の旧ソ連非核化協力技術事務局によりますと、研究所には旧ソビエト時代に搬入された核物質が保管されているということです。

ウクライナの原子力規制当局は「ロシアがまた核に対するテロを行った」と強く非難しています。

また、ウクライナの内務省は「核物質のある施設への攻撃は大規模な被害につながるおそれがある」と警告しています。

・ウクライナ周辺国でヨウ素剤の売り上げ急増　露軍の原発制圧受け

＜毎日新聞　2022 年 3 月 7 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220307/k00/00m/030/084000c

ウクライナへの侵攻を続けるロシアが、2 月下旬にチェルノブイリ原発を占拠したことなどを受け、近隣諸国では原発事故の際に服用する「安定ヨウ素剤」の売り上げが急増している。ただ副作用や服用時期について難しい判断が求められることから、専門家は市民に冷静な対応を呼びかけている。

「過去 1 週間で安定ヨウ素剤の売り上げは約 10 倍になりました」。ウクライナ国境近くのポーランド南東部ジェシュフで、薬局勤務の女性はそう明かした。現在はメーカーに在庫がない状態だという。ポーランドの薬品関連会社によると、安定ヨウ素剤の売れ行きは 2 月末に通常の 50 倍に達した。値段は現在、通常の 1・5 倍だという。ロイター通信によると、東欧のブルガリアやチェコでも売れ行きが伸びているという。

原発事故が起きて放射性物質が拡散した場合、体内に吸い込んだ放射性ヨウ素が甲状腺がんを引き起こす恐れがある。安定ヨウ素剤はそれを防ぐ効果が期待できる。日本では原発の 5 キロ圏内で暮らす原則 40 歳未満の住民に事前に配布されることになっている。

だが安定ヨウ素剤は副作用があるほか、被ばく後 16 時間以上経過すると効果がなくなり、1 日以上経過すると逆に放射性ヨウ素の排出を阻む恐れがある。そのため、服用時期が難しい。地元メディアは、個人で勝手に服用するのは避けるべきだとする専門家のコメントを掲載している。

一方、ロシア軍とウクライナ軍の戦闘は原発付近でも起こっており、事故への懸念は高まっている。ロシアは2月24日にウクライナ北部のチェルノブイリ原発を占拠したほか、3月4日には南東部のザポロジエ原発を制圧。この際、原発にある研修施設で、戦闘に起因するとみられる火災が発生した。またロシアのプーチン大統領は2月27日、ウクライナ侵攻を巡る欧米の経済制裁などを受け、核抑止部隊に特別態勢を取るように命じている。

[大震災対策]

・「南海トラフ地震臨時情報」事前避難４６万人超に課題も

＜NHK　2022年3月8日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20220308/1000077574.html

南海トラフでマグニチュード８クラスの巨大地震が起きた場合、国は、続いて巨大地震が起きる可能性が高いことから「臨時情報」を出して、津波からの避難が難しい住民に「事前避難」を求めることにしています。

制度の導入からまもなく３年、事前避難を呼びかける対象は４６万人を超えることがＮＨＫが自治体に行ったアンケートでわかりました。

一方、「避難所が十分確保できない」と答えた自治体は４割にのぼったほか大半の自治体が情報が住民に浸透していないと感じているなど不確実な情報をいかに減災につなげられるかが課題となっています。

「南海トラフ地震臨時情報」への対応を調べるためＮＨＫはことし１月から先月にかけて、「津波避難対策特別強化地域」に指定されている関東から九州の１３９市町村にアンケート調査を行い、すべてから回答を得ました。

【事前避難対象４６万人超も避難所は不足】

臨時情報のうち、マグニチュード８クラスの巨大地震が発生した際に続いて起こる可能性のある巨大地震への備えを呼びかける「巨大地震警戒」が発表されると、津波からの避難が難しい住民に１週間の事前避難が呼びかけられます。

事前避難対象地域の指定については、１３９の自治体のうち、事前避難をする地域を指定したのは５７％にあたる７９にのぼり、検討の結果、指定する必要がなかったのが４６、検討中だと答えたのが１４でした。

対象者の人数は具体的な回答が寄せられたものを合計すると４６万３０００人余りにのぼりました。

一方、検討中の自治体も含めて避難を呼びかける住民全員を受け入れられるだけの避難所を確保できているか尋ねたところ、４０％にあたる３７が「確保できない」と答えました。

理由については「対象者が避難所の受け入れ可能人数を上回るため」が７８％と最も多く、次いで「浸水想定域の外に避難所が無い・少ないため」が３８％などとなっています。

また、学校や企業などの社会活動を続けるため学校や企業の対策を具体的に定め地域防災計画に盛り込んだか尋ねたところ「記載した」と答えたのは４６％で５４％が「記載していない」と回答しました。

【８割近く“浸透せず”】

情報そのものの周知も課題です。

アンケートをとったすべての自治体を対象に住民の理解について尋ねたところ、内容について「ほとんど浸透していない」と答えた自治体は１４％「あまり浸透していない」と答えた自治体は６２％と８割近くが「浸透していない」と感じていました。

自由記述欄には「社会的な混乱が大きいと思われどの程度社会活動を維持できるのかわからない」とか「避難行動と社会活動の両立をどのようにはかるのか、事前の取り決めの必要がある」といった臨時情報特有の課題のほか「行政職員が極めて少なく、現状では計画を遂行できる状態では決してない」など地方自治体を取り巻く課題を訴える声も相次いで寄せられました。

【専門家“絶対の正解ないコロナ禍の経験を生かして”】

住民の避難行動に詳しい京都大学防災研究所の矢守克也教授は「臨時情報によって住民の生活にどのような影響があるのか、具体的に伝えることが重要だ。コロナ禍では絶対の正解がない中、少しでも良い社会運営を考える試行錯誤をしてきた。同じ事が臨時情報発表直後の社会にも求められる。日常生活と防災対策をどうバランス取るのかは地域によって答えは違うので多様な関係者が参画して話し合う場を作り、議論を進めておくべきだ」と指摘しています。

【臨時情報の事前避難とは】

「南海トラフ地震臨時情報」は南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に発表されるもので、３年前の２

０１９年５月から運用が始まりました。
想定震源域の周辺でマグニチュード６．８以上の地震が起きた場合や、プレートの境目がゆっくりとずれ動く「ゆっくりすべり」が通常とは異なる形で起きた場合などに発表されます。
このうち、住民に事前避難が求められるのは、想定震源域の半分程度がずれ動き、マグニチュード８以上の巨大地震が起きた場合です。
南海トラフでは、過去に東側と西側の震源域で巨大地震が相次いで起きた事例が確認されているからです。
昭和１９年の「昭和東南海地震」の２年後には、西側の震源域で「昭和南海地震」が起きたほか江戸時代の１８５４年には「安政東海地震」のわずか３２時間後に、西側の震源域で「安政南海地震」が起きたとされています。
このため、国はガイドラインを策定し、津波からの避難が間に合わない地域の住民などは１週間を基本として事前に避難するとしたうえで、自治体に対して対象地域を指定し、避難所を確保することなどを求めています。
【不確実性高く地震の備えと社会活動の“両にらみ”必要】
一方で、現在の科学ではいつどこで、どのくらいの地震が起きるかという正確な予測はできません。
巨大地震は前触れ無く起きるというのが対応の前提で、臨時情報も、あくまで「ふだんと比べて巨大地震が起きやすくなっている」という状況です。
１週間以上たってから巨大地震が起きることも十分ありえます。
場合によっては、経済や社会活動が長期間停止してしまったり、デマやうわさなどによって混乱が起きたりするおそれもあります。
地震や津波に備えつつ社会全体としてはできるだけ通常の社会活動も維持するという前提のもと、情報が出た際の具体的な対応をあらかじめ決めておくことが重要です。

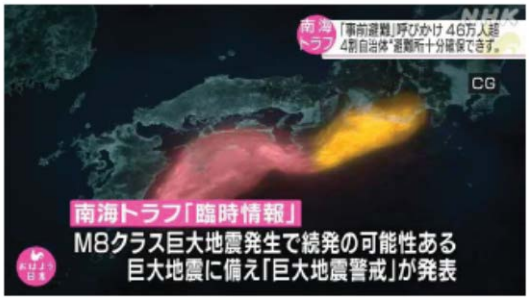

****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇<u>省庁発表</u>
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_lkx4QT-jrQwHiRY
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=B_1gw4AX_j7UxH2VY
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港・海港検疫）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1y21aVuicfyQVjNFY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年３月８日版）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Hed_o5FouzZanPyPY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=a5EJ1ecezUAs6r75Y
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-1015QD6irAOAyBY

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>

[対策・予防]

◇パルスメーターの相談急増　コロナ流行後、年数百件に

＜共同通信　2022 年 3 月 6 日＞　https://nordot.app/873099836544155648?c=39546741839462401

指先で血中酸素濃度を測定する機器「パルスオキシメーター」に関する消費者相談が、2020 年の新型コロナウイルス流行後、急増していることが 6 日、分かった。国民生活センターによると、年 2、3 件だった相談件数が 20 年度は 946 件、21 年度は今年 2 月末時点で 377 件に。感染者の体調管理などで需要が増す中、未承認品が多く流通しているのが背景にあるとみられる。

センターによると、通販サイトで購入した人がほとんどで、未承認品は国が性能や品質を確認していないためトラブルが目立つ。「承認品だと思ったのに違った」「正確に測定されない」「電源が入らない」といった相談があった。

◇省庁発表

・「水際対策に係る新たな措置について」HP を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 3 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1y2wE1DHLu4EFKlFY

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2022 年 3 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yzGsD0zbMvIYCKJZY

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 3 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-wGZRXeOXdC8eixpY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・副反応データベース構築へ　厚労省、ワクチン影響を効率把握

＜共同通信　2022 年 3 月 5 日＞　https://nordot.app/872812949515567104?c=39546741839462401

新型コロナを含むさまざまな感染症のワクチンで起きる予期せぬ副反応について、厚生労働省が効率的に把握するためのデータベースを構築する方針を固めたことが 5 日分かった。接種後に起きる症状の頻度を未接種者と比較し、ワクチンの影響を見極める。日本は欧米に比べて体制整備が遅れており、専門家から構築を求める声が上がっていた。

2022 年度から厚労省研究班による研究事業に着手。自治体が保有する接種歴に関する情報の提供に法的根拠を与えるため、将来は予防接種法の改正も目指す。

ワクチン副反応データベースのポイント

- 予期せぬ副反応を効率的に発見するのが目的
- 接種の有無によって疾患の発生頻度に差がないかどうかを比較する
- 接種歴やレセプト情報などと連結した匿名のデータベース整備を想定
- 有効性の確認にも役立てる
- 自治体から接種歴を提供してもらうため、予防接種法の改正を目指す

・外国語の新型コロナワクチンの予診票等のご案内を掲載しています

https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4EZxfcO3VA8-pvpY

◇大学等関係

・弘前大で 3 回目の職域接種

＜朝日新聞　2022 年 3 月 6 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ356QYNQ34ULUC01T.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・コロナ入院、17%が専用外病床　22 都道県、4500 人

＜共同通信　2022 年３月６日＞　https://nordot.app/873127393695186944?c=39546741839462401

****

[3] ***新指定薬物の指定***

◇**危険ドラッグの成分６物質を新たに指定薬物に指定**

～指定薬物等を定める省令を公布しました～

＜厚生労働省　2022 年３月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0nUdzSjSopgcMshY

厚生労働省は、本日付けで危険ドラッグに含まれる別紙の６物質を新たに「指定薬物」（※１）として指定する省令（※２）を公布し、令和４年３月 17 日に施行することとしましたので、お知らせします。

新たに指定された６物質は、３月４日の薬事・食品衛生審議会薬事分科会指定薬物部会において、指定薬物とすることが適当とされた物質であるため、早急に指定（※３）を行うこととなります。

施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品について、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されます。

なお、これらの物質は、輸入時に新たに発見された物質や海外で流通している物質であり、厚生労働省は危険ドラッグが海外から輸入され、乱用されることのないよう水際（輸入）対策を強化していく方針です。

また、今後、インターネットによる販売も含め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく無承認無許可医薬品としての指導取締りも強化していく方針です。

危険ドラッグについては、販売、購入、輸入等をしないよう強く警告いたします。

※１　厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定する（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第 15 項）。指定薬物は、製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されている（罰則:３年以下の懲役または300万円以下の罰金。業としての場合は５年以下の懲役または500万円以下の罰金）。

※２　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 34 号）

※３　部会において指定薬物とすることが適当とされた物質については、使用による健康被害等を防止するため、パブリックコメントの手続きを省略し、指定薬物として早急に指定することとしている。

別紙　　https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/000791456.pdf

新たに指定された指定薬物の名称

［物質１］　省令名：エチル＝２－［１－（５－フルオロペンチル）－１Ｈ－インドール－３－カルボキサミド］－３，３－ジメチルブタノアート

通称等：5F-EDMB-PICA

CAS 番号：―調査中―　＊）

［物質２］　省令名：２－（４－エトキシベンジル）－５－ニトロ－１－［２－（ピロリジン－１－イル）エチル］ベンズイミダゾール

通称等：Etonitazepyne、N-Pyrrolidino Etonitazene

CAS 番号：911-65-9　＊）

［物質３］　省令名：１，２－ジフェニル－２－（ピロリジン－１－イル）エタン－１－オン

通称等：α-D2PV、A-D2PV

CAS 番号：27590-61-0（塩酸塩）　＊）

［物質４］　省令名：６ａ，７，８，１０ａ－テトラヒドロ－６，６，９－トリメチル－３－ヘプチル－６Ｈ－ジベンゾ［ｂ，ｄ］ピラン－１－オール

通称等：テトラヒドロカンナビフォロール、Δ9-THCP、THC-Heptyl

CAS 番号：54763-99-4　＊）

［物質５］　省令名：６ａ，７，８，９，１０，１０ａ－ヘキサヒドロ－６，６，９－トリメチル－３－ペンチル－６Ｈ－ジベンゾ［ｂ，ｄ］ピラン－１－オール

通称等：Hexahydrocannabinol、ヘキサヒドロカンナビノール、HHC

CAS 番号：6692-85-9（racemic）、946512-74-9（6aR,10aR）　＊）

［物質６］　省令名：２－（３－メトキシフェニル）－２－（プロピルアミノ）シクロヘキサノン

通称等：Methoxpropamine、MXPr、3-MeO-2'-oxo-PCPr

CAS 番号：2504100-71-2　＊）

＊）　ACSES 事務局調べ

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 34 号）

［官報］　令和４年３月７日　特別号外　第 22 号　1～2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220307/20220307t00022/20220307t000220001f.html

○厚生労働省令第 34 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年３月７日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～七十　（略） 七十一　（略） 七十二　エチル＝二－［一－（五－フルオロペンチル）－一Ｈ－インドール－三－カルボキサミド］－三・三－ジメチルブタノアート及びその塩類 七十三　（略） 七十四～七十八　（略） 七十九　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～七十　（略） 七十一　エチル＝２－［１－（５－フルオロペンチル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド］－３－メチルブタノアート及びその塩類 （新設） 七十二　エチル＝２－［１－（５－フルオロペンチル）－１Ｈ－インドール－３－カルボキサミド］－３－メチルブタノアート及びその塩類 七十三～七十七　（略） 七十八　１－（４－エトキシ－３・５－ジメトキシフェニル）プロパン－２－アミン及びその塩類

八十　２－（４－エトキシベンジル）－５－ ニトロ－１－［２－（ピロリジン－１－ イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類	（新設）
八十一（略）	七十九　２－（１－オキソ－１－フェニルプロパン－２－イル）イソインドリン－１・３－ジオン及びその塩類
八十二～百十八　（略）	八十～百十六　（略）
百十九　（略）	百十七　１－（２・３－ジヒドロベンゾフラン－５－イル）－Ｎ－メチルプロパン－２－アミン及びその塩類
百二十　一・二－ジフェニル－二－（ピロリジン－一－イル）エタン－一－オン及びその塩類	（新設）
百二十一　（略）	百十八　ジフェニル（ピロリジン－二－イル）メタノール及びその塩類
百二十二～百四十一　（略）	百十九～百三十八　（略）
百四十二　（略）	百三十九　２－（２・５－ジメトキシ－４－メチルフェニル）－２－メトキシエタンアミン及びその塩類
百四十三　６ａ・７・７・10ａ－テトラヒドロ－６・６・９－トリメチル－３－ヘプチル－６Ｈ－ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン－１－オール及びその塩類	（新設）
百四十四　（略）	百四十　｛１－［（テトラヒドロピラン－４－イル）メチル］－１Ｈ－インドール－３－イル｝（２・２・３・３－テトラメチルシクロプロパン－１－イル）メタノン及びその塩類
百四十五～二百十八　（略）	百四十一～二百十四　（略）
二百十九　（略）	二百十五　１－（８－ブロモベンゾ［１・２－ｂ：４・５－ ｂ’］ジフラン－４－イル）プロパン－２－アミン及びその塩類
二百二十　６ａ・７・８・８・10・10ａ－ ヘキサヒドロ－６・６・９－トリメチル－３－ペンチル－６Ｈ－ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン－１－オール及びその塩類	（新設）
二百二十一　（略）	二百十六　２－ ベンジルアミノ－ １－（３・４－メチレンジオキシフェニル）プロパン－１－オン及びその塩類
二百二十二～二百八十四　（略）	二百十七～二百七十九　（略）
二百八十五　（略）	二百八十　Ｎ－（４－メトキシフェニル）－Ｎ－（１－フェネチルピペリジン－４－イル）ブタンアミド及びその塩類
二百八十六　２－（３－メトキシフェニル）－２－（プロピルアミノ）シクロヘキサノン及びその塩類	（新設）
二百八十七　（略）	二百八十一　２－（２－メトキシフェニル）－１－（１－ペンチル－１Ｈ－インドール－３－イル）

二百八十八～三百十一　（略）	エタノン及びその塩類 二百八十二～三百五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

****

[4] ***健康安全***

◇「花粉症環境保健マニュアル」の改訂について

＜環境省　2022年3月8日＞　https://www.env.go.jp/press/110679.html

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件（国税庁告示第3号）

［官報］　令和4年3月8日　本紙　第689号　4頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220308/20220308h00689/20220308h006890004f.html

○国税庁告示３号

酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）第十三条第八項第三号の規定に基づき、酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成九年国税庁告示第五号）の一部を次のように改正し、令和四年三月八日から適用する。

令和４年３月８日　　国税庁長官　　大鹿　行宏

次の表により、改正前欄に掲げる規定をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定に改める。

改　正　後

酒類の品目	混和することができる物品名
全酒類	［略］
みりん	［略］
ビール又は発泡酒	木材チップ、Ｌ－アスコルビン酸、Ｌ－アスコルビン酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム又は亜硫酸水素カリウム液
果実酒及び甘味果実酒	ベクチナーゼ、ヘミセルラーゼ、β－グルカナーゼ、カゼイン、カゼインナトリウム、カオリン、パーライト、ばれいしょたんぱく質、酵母たんぱく質抽出物、キチングルカン、ビニルイミダソール－ビニルピロリドン共重合体、カゼインカリウム、Ｌ－アスコルビン酸、Ｌ－アスコルビン酸ナトリウム、亜硫酸水素カリウム液、二酸化硫黄、ＤＬ－酒石酸水素カリウム、Ｌ－酒石酸水素カリウム、アラビアガム、クエン酸、カルボキシメチルセルロースナトリウム、メタ酒石酸、ＤＬ－酒石酸カリウム、微結晶セルロース、酵母自己消化物、酵母細胞壁、不活性酵母、

改　正　前

酒類の品目	混和することができる物品名
全酒類	［略］
みりん	［略］
ビール又は発泡酒	木材チップ、Ｌ－アスコルビン酸、Ｌ－アスコルビン酸ナトリウム又はピロ亜硫酸カリウム
果実酒及び甘味果実酒	ベクチナーゼ、ヘミセルラーゼ、β－グルカナーゼ、カゼイン、カゼインナトリウム、カオリン、パーライト、ばれいしょたんぱく質、酵母たんぱく質抽出物、キチングルカン、ビニルイミダソール－ビニルピロリドン共重合体、カゼインカリウム、Ｌ－アスコルビン酸、Ｌ－アスコルビン酸ナトリウム、二酸化硫黄、ＤＬ－酒石酸水素カリウム、Ｌ－酒石酸水素カリウム、アラビアガム、クエン酸、カルボキシメチルセルロースナトリウム、メタ酒石酸、ＤＬ－酒石酸カリウム、微結晶セルロース、酵母自己消化物、酵母細胞壁、不活性酵母、ソルビン酸、ソルビン酸カ

	ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、リソチーム、二炭酸ジメチル又はＬ－酒石酸カリウム			リウム、リソチーム、二炭酸ジメチル又はＬ－酒石酸カリウム
（注）［略］			（注）［同上］	
備考　表中の傍線部分は改正部分であり、［　］の記載は注記である。				

****

[6] ***廃棄物関係***

◇廃棄物処分場の樹林にフクロウの巣　「自然環境が回復した証し」

＜朝日新聞　2022 年 3 月 7 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3671KNQ31UTIL01Y.html

東京都日の出町の谷戸沢（やとざわ）廃棄物広域処分場内の樹林で、フクロウの営巣が確認された。処分場を管理する東京たま広域資源循環組合が 2010 年に巣箱を置いて以来、営巣が確認されたのは今回で 6 回目。巣箱に設置したカメラで撮影した写真は、同組合のホームページで随時公開する。

同組合によると、フクロウは今年 1 月に場内に飛来し、メスが 2 月 27 日に 1 個、3 月 3 日にさらに 1 個、直径約 3 センチの卵を産んだ。産卵後はほぼ終日、卵を抱いて温め、時折体を動かして毛づくろいをしたり、外で巣箱を見張るオスとエサの受け渡しを行ったりしているという。

同処分場では 1984 年から 14 年間、多摩地域 26 市町の家庭ごみが処理されてきた。埋め立てを終えた 98 年以降、組合が主体となって、敷地内や周辺地域の自然環境の再生を目指した保全活動を続けている。フクロウのための巣箱作りや生態調査もその一環だ。

初めてフクロウの営巣が見られたのは 2016 年。以降、ほぼ毎年営巣し、ヒナが巣立つまでの様子を、巣箱の上部にとりつけた赤外線カメラなどで撮影し、記録してきた。

巣箱もカメラも古くなったため、昨年 11 月に新調。カメラは新たに巣箱の側面にも 1 台とりつけた。担当者は「フクロウが毎年のように飛来して子育てするまでに自然環境が回復した証し。側面の『横顔カメラ』の映像から、表情などもはっきりとわかる。順調にいけば 4 月以降、卵からかえったヒナと過ごす姿もみていただけると思う」と話している。

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和４年度化学物質安全対策（毒性発現予測システムの活用促進に向けた課題等の調査）に係る委託先の公募（企画競争）について

＜経済産業省　2022 年 3 月 7 日＞

https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2022/k220307001.html?from=mj

---

◇令和４年度地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業の公募について（再公募）

＜環境省　2022 年 3 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/110686.html

◇令和４年度大学教育再生戦略推進費「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の公募について

＜文部科学省　2022 年 3 月 8 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageeac4ZktyrxVbJ

[調査結果]

◇風評被害に関する消費者意識の実態調査(第 15 回)について

＜消費者庁　2022 年 3 月 8 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027787/

消費者庁では、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、「食品と放射能に関する消費者理解増進チーム」を設置し、消費者の理解増進を図る風評被害対策に取り組んでいます。今般、この取組の一環として、風評被害に関する消費者意識の実態調査(第 15 回)を実施しました。

本調査によると、放射性物質を理由に購入をためらう産地として福島県と回答した人の割合は 6.5%、「被災地を

中心とした東北」と回答した人の割合は4.9%と、引き続き減少傾向にあります。
また、本年度新たに、風評被害を防止し、売られている食品を安心して食べるため行うべきことを尋ねたところ、「それぞれの食品の安全に関する情報提供(検査結果など)」、「それぞれの食品の安全性に関する情報に触れる機会の増加」及び「それぞれの食品の産地や産品の魅力に関する情報提供」が上位３つとなりました。
本調査の結果を踏まえ、引き続き、食品中の放射性物質に関する情報発信や、福島県を中心とした被災地の農林水産物の魅力等を広くお伝えするための取組を推進してまいります。
****
[8] ***その他省庁発表***
◇専門士・高度専門士の称号が付与できる課程の認定等（令和３年度）について
＜文部科学省　2022 年３月８日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageeac4ZktyrxVbK
****
[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***
[開催案内]
・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会)　　3 月 10 日
＜厚生労働省　2022 年３月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=T7Uoi8hftnacjCfdY
１　食品中の残留農薬等に係る基準の設定について
２　その他
・食品安全委員会 肥料・飼料等専門調査会（第 171 回）の開催について　　3 月 16 日
＜内閣府　2022 年３月８日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/annai/hisiryou_annai_171.html
（１）動物用医薬品（ジクロキサシリン）の食品健康影響評価について
（２）その他
・食品安全委員会 肥料・飼料等専門調査会（第 172 回）の開催について　　3 月 16 日、非公開
＜内閣府　2022 年３月８日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/annai/hisiryou_annai_172.html
（１）飼料添加物（25-ヒドロキシコレカルシフェロール）の食品健康影響評価について
(2) その他
・令和３年度第１回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会の開催について　　３月 15 日
＜環境省　2022 年３月８日＞　https://www.env.go.jp/press/110685.html
（１）　神奈川県平塚市における地下水モニタリング調査について
（２）　茨城県神栖市における地下水モニタリング調査について
（３）　その他
・第１回日本・フィリピン環境ウィークの結果について　　３月２～４日
＜環境省　2022 年３月８日＞　https://www.env.go.jp/press/110690.html
・第 25 回 J-クレジット制度運営委員会　　3 月 9 日
＜経済産業省　2022 年３月７日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/43910
1. 森林小委員会の設置
2. 実施規程、方法論策定規程および各種方法論の改定
3. 地域版Ｊ－クレジット制度の更新
4. 追加性の評価の省略（ポジティブリストの見直し）
5. 次期登録簿システムの運用開始について
6. 特定計量制度と本制度の関係について
7. 2022 年度の審査費用支援について
8. Ｊ－クレジット制度の最近の動向
・動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第 10 回）の開催について　　３月８日
＜環境省　2022 年３月７日＞　https://www.env.go.jp/press/110681.html
（１）動物の適正な飼養管理方法等に関するこれまでの取組について

（２）犬猫以外の動物の飼養管理の検討について
（３）その他
・改正公益通報者保護法に関する民間事業者向け説明会(オンライン)の開催について(令和４年３月追加開催)
第６回:2022 年３月 14 日、第７回:2022 年３月 17 日(木)10:00～12:00、第８回:2022 年３月 17 日(木)14:00～16:00
＜消費者庁　2022 年３月７日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027821/
対象：民間事業者の従業員、経営者等(特に、コンプライアンス部門の担当者)
・第３回「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」を開催します　　３月 15 日
＜厚生労働省　2022 年３月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4EZxfcO3VA8-pTpY
（１）精神障害の労災認定の基準について
（２）その他
・学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（平成 28 年度～）（第 14 回）の開催について　　３月 17 日
＜文部科学省　2022 年３月８日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageeac4ZktyrxVbI
1. 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について
2. 新しい時代の特別支援教育を支える学校施設の在り方について
3. その他
・令和４年度大学教育再生戦略推進費「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の公募説明会の開催について
　　３月 14 日
＜文部科学省　2022 年３月８日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageeac4ZktyrxVbL

[開催記録、報告、資料等]
・令和３年度第２回職場における化学物質管理に関する意見交換会　議事録　　２月 18 日
＜厚生労働省　2022 年３月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=K9FM76w70hL46Fq5Y
１　基調講演
「新たな化学物質管理～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～」
「化学物質管理の大転換 法令準拠型から自律的な管理へ－背景・自律的な管理の概要・対応－」
２　意見交換会
・令和３年度第１回化学物質のリスク評価検討会　議事録　　２月１０日
＜厚生労働省　2022 年３月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=L9VI66g_1hb87F-9Y
1.　(1) 中期発がん性試験結果の評価について
　(報告)
　　・ラット肝中期発がん性試験
　　・遺伝子改変動物を用いた中期発がん性試験
2.　(2) リスク評価対象物質のリスク評価について
　(初期リスク評価)
　　・ジエチルケトン
　(詳細リスク評価)
　(詳細リスク評価)
　　・タリウム及びその水溶性化合物
　　・ピリジン
・令和３年度化学物質のリスク評価検討会　　２月 10 日
＜厚生労働省　2022 年３月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=jXfqSQqddLReTuIfY
（１）中期発がん性試験結果の評価について（報告）【公開】
（２）リスク評価対象物質のリスク評価について【一部非公開】
（３）その他【公開】
・令和３年度 化学物質のリスク評価に係る企画検討会　　２月３日、18 日
＜厚生労働省　2022 年３月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=h33gQwCXfr5UROOVY

意見交換会（第１回@東京）、意見交換会（第２回@大阪）
・院内感染対策サーベイランス運営会議（持ち回り開催）資料　　２月２８日～３月７日
＜厚生労働省　2022 年 3 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=J91A46A33h705FW1Y
（１）対象施設に診療所を含むことの明確化
（２）募集方法の変更
****
[10] *その他*
◇*インフルエンザ、感染症関係*
・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 50 例目）
＜環境省　2022 年 3 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/110732.html
・北海道の衰弱野鳥におけるＡ型鳥インフルエンザ遺伝子検査陽性について
＜環境省　2022 年 3 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/110722.html
・岩手県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 49 例目）
＜環境省　2022 年 3 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/110721.html
・岩手県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 48 例目）
＜環境省　2022 年 3 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/110720.html

・岩手県久慈市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 16 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2022 年 3 月 8 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220308.html
---
・フランスからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 3 月 7 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220307.html
---
◇*薬物関係*
・薬物乱用防止に関する情報
＜厚生労働省　2022 年 3 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4kUt_RjikqgsBThY

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*
・口内の粘膜培養し、角膜治療に　視力回復に期待、京都府立医大
＜共同通信　2022 年 3 月 5 日＞　https://nordot.app/872735434201989120?c=39546741839462401
京都府立医大の外園千恵教授（眼科学）らのチームは、角膜の表面にある「角膜上皮」がけがなどで作れなくなった「角膜上皮幹細胞疲弊症」の患者に、患者本人の口内の粘膜細胞を培養して作ったシートを角膜の代わりに移植する治療法を 5 日までに開発した。視力回復が期待できるといい、京都府立医大と国立長寿医療研究センター（愛知県）で今夏以降、移植を実施する。
角膜の移植を待つ患者は国内でも多いが、この手法では他人から角膜の提供を受ける必要がなく、自らの組織を移植するため免疫による拒絶反応も起こらないといい、外園教授は「角膜治療の可能性が広がる」としている。

・遺伝子操作で膵臓の細胞増殖　移植でマウスの糖尿病改善
＜共同通信　2022 年 3 月 6 日＞　https://nordot.app/873123580957523968?c=39546741839462401
マウスから取り出した膵臓の細胞を遺伝子操作で増やし、糖尿病のマウスに移植すると血糖値が下がって症状が改善したと東京大の山田泰広教授（実験病理学）らのチームが 6 日までに英専門誌に発表した。膵臓の細胞が増殖するのは出生前後だけだが、このときに重要な役割を果たす遺伝子を特定。この遺伝子を導入して働かせることで大人の細胞でも増えた。
脳死者から提供された人の膵臓の細胞も同じ方法で増えることを確認。増殖の効率などの課題があるが移植できれば糖尿病の根治につながる可能性があり、5 年後の臨床試験開始を目指して研究を進める。患者の体内で働きを操作する遺伝子治療も検討する。

◇*その他*

・就活解禁、でも学生の２割超はすでに内定　企業の採用意欲は高め

＜朝日新聞　2022 年３月１日＞

2023 年春に卒業予定の大学３年生らを対象にした会社説明会が１日、政府主導のルール上で「解禁」された。企業の採用意欲は昨年よりも高いうえ、新型コロナウイルスの感染拡大への警戒感から、学生や企業の多くは前倒しで活動を開始。すでに内定を得ている学生も少なくない。

就職情報会社のリクナビは午前 11 時から東京ビッグサイト（東京都江東区）で合同企業説明会を開催。コロナ対策として、入場時間を分けて完全予約制とし、約 250 社がブースを構えた。朝から開場を待っていた都内の私立大３年の男性は「ネットで色々と情報を集めていたが、対面で企業の話を聞ける貴重な機会なので来た。身が引き締まります」と話した。

企業の採用意欲は回復傾向にある。就職情報会社ディスコの 1～2 月の調査によると、学生の採用見込みが前年の同時期より「増加」した企業は 26・6%で、「減少」の６・0%を上回った。

政府主導のルールでは「3 月に説明会などの広報活動解禁、6 月に面接解禁」となっているが、ディスコによると、面接は解禁前の３月中旬、内定出しは４月下旬に始める企業が最も多い。また、2 月１日時点で内定を得ていた学生は 20・2%と、22 年卒の同時期を６・７ポイント上回っている。22 年卒が内定率 20%を超えたのは昨年３月１日時点で、今年は１カ月程度、就職活動の日程が前倒しになっているという。

・就活、学生は転勤有無や休暇重視　会社説明会解禁、企業もアピール

＜共同通信　2022 年３月１日＞　https://nordot.app/871320369628594176?c=39546741839462401

１日に解禁された 2023 年卒大学生ら対象の会社説明会では、学生が企業を選ぶ際、休暇の充実度や転勤がないことなど働く環境を重視する声が目立った。働き方改革への意識が近年高まっており、企業側も学生を呼び込もうと、働きやすさのアピールに尽力する。

神奈川大の学生（22）は横浜市で開かれた合同説明会に参加。「在宅勤務や残業時間の短縮にどう取り組んでいるかなど、知りたいのは働きやすさ」と強調した。

大阪市内の合同説明会を訪れた学生（21）は「土日までばりばり働くのは考えられない。趣味や自分の時間も大切にしたい」とワークライフバランスを実現できる企業中心に就活する。

・高校生がもう大卒後の就活準備？　コロナ禍３年目、早期化と高度化と

＜朝日新聞　2022 年３月１日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ2X72TTQ2XULFA01H.html

2023 年春に大学を卒業予定の大学３年生らを対象にした会社説明会が１日、各地で「解禁」された。コロナ禍３年目を迎え、オンラインの活用はすっかり定着。画面越しでは伝えにくい社風などを学生にどう知ってもらうか、対面とのバランスを探りながら企業は工夫をこらす。

「社員の挑戦を後押しする制度が整っています。キャリアを自らつかみとる風土があります」。損害保険ジャパンは１日、東京都千代田区の貸会議室から、就職情報会社のサイトで説明会を中継した。学生約 500 人がパソコンなどの画面に映し出される資料を見ながら説明に耳を傾けた。

感染対策として対面での説明会開催は避けた一方、昨年は見送った対面での社員座談会を復活させる。人材開発グループの佐藤結香さんは「大人数に会社の魅力を伝えるにはオンライン、安心感を感じてもらって志望度を上げてもらうには対面と、使い分けをより意識している」と話す。

就職情報会社による合同会社説明会の様子も少し変わった。

マイナビが１日から全国 19…

では伝えにくい社風などを学生にどう知ってもらうか、対面とのバランスを探りながら企業は工夫をこらす。

********** 以上 **********